

子育てナビ

令和7年度版



北斗市

目次

I 妊娠したら	P1
妊産婦健診、両親学級・栄養教室、安産教室、家庭訪問、 産後ケア事業、産前産後支援ヘルパー派遣事業		
妊婦等包括相談支援、妊婦のための支援給付金、助産制度、	P2
出産育児一時金		
産前産後に係る国民健康保険税の軽減、	P3
国民年金保険料の産前産後期間の免除制度		
II 赤ちゃんが生まれたら	P4
1 出生に伴う手続き		
① 出生届		
② 子ども医療費の助成の申請		
③ 乳幼児紙おむつ用ごみ袋の支給		
④ 児童手当の申請		
⑤ 「予防接種・歯科検診のしおり」の発行		
⑥ 新生児聴覚検査費の助成		
⑦ 1か月児健康診査の助成		
2 赤ちゃん相談・健康診査	P5
3 予防接種・歯科検診		
◇ 小児救急電話相談（#8000）をご利用ください		
4 医療費の助成	P6
① 子ども医療費助成		
② ひとり親家庭等医療費助成		
5 乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業		
6 各種手当	P7~8
① 児童手当		
② 児童扶養手当		
③ 特別児童扶養手当		
④ 障害児福祉手当		
7 地域子育て支援拠点事業	P9
8 南渡島ファミリー・サポート・センター		
9 子育て短期支援事業	P10
① 短期入所生活援助事業		
② 夜間養護等事業		
10 幼稚園	P11
11 常設保育施設	P12
市内保育施設一覧	P13
12 一時預かり		
13 病後児保育	P14
14 放課後児童クラブ	P15
15 お問い合わせ先一覧	P16
16 相談先一覧	P17

I 妊娠したら

妊娠したときは、すみやかに市役所に妊娠届出書を提出し、母子健康手帳を受け取ってください。妊婦さんやそのご家族を対象として、次の事業を行っています。

妊産婦健診

妊産婦の健康の保持増進を図るため、14回分の妊婦健康診査受診票及び2回分の産婦健康診査受診票を交付し健診料の助成をします。

両親学級・栄養教室

妊婦さんやそのご家族が、赤ちゃんのお風呂の入れ方体験、粉ミルクの調乳体験を行います。父親になられる方は、妊婦さん体験を行います。

安産教室

助産師から、出産に向けての講話を受けられます。マタニティヨガも行います。



家庭訪問

助産師・保健師や母子保健推進員等が家庭を訪問し、保健事業情報の提供、妊娠中の過ごし方の指導や相談を行います。

産後ケア事業

育児に不安があったり、家族等からの支援が得られにくい産後1年未満の母子に対して、助産師等がサポートを行います。

【内容】

- ・母体のケア（乳房のケア、生活面の指導など）
- ・お子さんのケア（沐浴や授乳などの育児指導）
- ・その他必要とする保健指導

【利用期間】

訪問型：7日まで（1回2時間以内）
宿泊型：6泊7日まで

【申請方法】

母子健康手帳をご持参のうえ、下記担当課までお越しください。

産前産後支援ヘルパー派遣事業

家族等から支援が得られにくい妊婦又は産後6か月以内の方を対象に、ヘルパーを派遣します。

【内容】

- ・育児に関する援助（授乳、沐浴介助等）
- ・家事に関する援助

【利用時間・回数】

- ・月曜日から金曜日まで（土日・祝日・年末年始などの閉庁日を除く）
- ・午前8時から午後5時まで
- ・1日1回、14回まで（1回2時間以内）

【申請方法】

下記担当課までお越しください。



民生部子育て支援課 73-3111（内線166・168～169）

妊婦等包括相談支援

出産・子育てに必要な切れ目ない支援につなぐための面談や継続的な情報発信等を通じて、妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に寄り添い、必要な支援につなげます。

妊婦のための支援給付金

妊娠期からの切れ目ない支援を行うことを目的として、妊婦のための支援金を支給します。

【内容】

- ・ 1回目（妊娠時）：50,000円
- ・ 2回目（出産時）：50,000円

【申請方法】

妊娠届出時または出産後の訪問時にご案内いたします。

民生部子育て支援課 73-3111（内線166・168～169）

助産制度

経済的な理由により入院及び出産が難しい場合、助産施設に入所して費用の補助を受け、出産することができる制度があります。詳しくは、下記の窓口までご相談ください。

民生部子育て支援課 73-3111（内線183）

出産育児一時金

健康保険の加入者が妊娠4か月（85日）以上で出産したとき（早産、死産、流産、人工妊娠中絶（経済的理由によるものも含む）も支給対象となります。）に加入している健康保険から支給されます。北斗市国民健康保険に加入されている方は下記窓口、それ以外の健康保険加入者は各健康保険組合等へ確認してください。

【支給額】

- 1児につき500,000円（産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合）
※産科医療補償制度に加入されていない医療機関等で出産された場合は488,000円となります。

【手続き方法】

申請手続きが必要となる方は、「直接支払制度（被保険者が出産予定の医療機関であらかじめ手続きすることで、出産育児一時金が直接医療機関に支払われる制度）を利用しない場合」もしくは「直接支払制度を利用し差額が発生する場合」です。直接支払制度を利用される方は、出産予定の医療機関にお問い合わせください。

○手続きに必要なもの

- ・ 出産育児一時金支給申請書
- ・ 世帯主の印鑑（シャチハタ以外の認印）
- ・ 世帯主名義の通帳（世帯主以外の口座へ振込を希望する場合は、委任状が必要です）
- ・ 母子健康手帳
- ・ 出産費用内訳が分かる領収書および明細書
- ・ 死産の場合は、妊娠4か月（85日）以降であったことを証明できる書類

※直接支払制度を利用し差額が発生した場合は、直接支払制度利用に関する合意書



民生部国保医療課	73-3111（内線122～125）
総合分庁舎市民窓口課	77-8811（内線111～116）
七重浜支所	49-2356
茂辺地支所	75-2001

産前産後に係る国民健康保険税の軽減

子育て世代の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、令和5年1月1日以降に出産予定または出産した方の産前産後期間の国民健康保険税を免除する制度です。

【対象となる方】

北斗市の国民健康保険税被保険者で、出産する予定または出産した方

※国民健康保険以外の保険に加入されている方は、産前産後期間の社会保険料免除制度がありませんので、詳しくは各職場の担当者へお問い合わせください。

【軽減の内容】

- ・ 出産（予定）日の属する月の前月から、4か月間の所得割と均等割を減額
- ・ 双子などの多胎妊娠の場合は、出産（予定）日の属する月の3か月前から、6か月間の所得割と均等割を減額

【届出時期】

出産予定日の6か月前から届出ができます。なお、出産後の届出も可能です。

【手続き方法】

産前産後期間に係る保険税軽減届出書、母子健康手帳など出産予定日や妊娠状態が確認できる書類、世帯主および出産被保険者の個人番号確認書類を持参して、下記の窓口で手続きをしてください。

総務部税務課	73-3111	(内線132~134)
総合分庁舎市民窓口課	77-8811	(内線111~116)
七重浜支所	49-2356	
茂辺地支所	75-2001	

国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

出産※予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

なお、産前産後期間は付加保険料の納付ができます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

【必要な添付書類】

○ 出産前に産前産後免除の届出をする場合

出産（予定）日および単胎・多胎を確認できる書類（いずれか一つ）

- ・ 母子健康手帳
- ・ 医療機関が発行した出産の予定日等の証明書

○ 出産後に産前産後免除の届出をする場合

出産日、身分関係および単胎・多胎を確認できる書類（いずれか一つ）

※**原則添付不要**ですが、添付書類を省略した場合、審査・認定まで1か月程度時間を要する場合があります。お急ぎの場合は、添付書類を添付の上、提出をお願いします。

- ・ 戸籍謄（抄）本
- ・ 戸籍記載事項証明書
- ・ 出生受理証明書
- ・ 住民票（※）
- ・ 母子健康手帳
- ・ 医療機関が発行した出産の日等の証明書

※別世帯の子の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。

○ 死産の届出をする場合（いずれか一つ）

- ・ 死産証明書
- ・ 死胎埋火葬許可証
- ・ 母子健康手帳
- ・ 医療機関が発行した死産等の証明書

市民部市民課 73-3111 (内線112~116)

Ⅱ 赤ちゃんが生まれたら

1 出生に伴う手続き

赤ちゃんが生まれたときは、市役所、総合分庁舎、七重浜支所、茂辺地支所の窓口で次の手続きをしてください。

① 出生届

赤ちゃんが生まれた日から14日以内に、出生届を提出してください。出生届出書、母子健康手帳、扶養に入れる方の加入している健康保険がわかるもの等が必要です。



市民部市民課 73-3111 (内線112~116)

② 子ども医療費の助成の申請

児童が18歳に達した後最初の3月31日まで、保険診療に係る医療費の自己負担分を全額助成します。所得による支給制限はありません。(詳しくはP6をご覧ください)

民生部国保医療課 73-3111 (内線122~125)

③ 乳幼児紙おむつ用ごみ袋の支給

出生届提出時、市指定ごみ袋(燃やせるごみ20リットル)を支給します。(詳しくはP6をご覧ください)

④ 児童手当の申請

児童が18歳(18歳に達した後最初の3月31日)に到達するまで、手当を支給します。(詳しくはP7をご覧ください)

民生部子育て支援課 73-3111 (内線162~163)

⑤ 「予防接種・歯科検診のしおり」

出生届提出時、「予防接種・歯科検診のしおり」を交付します。予防接種事業については、下記の窓口にお問い合わせください。転入された方などは、母子健康手帳を持参の上、ご相談ください。



⑥ 新生児聴覚検査費の助成

新生児が受けた新生児聴覚検査(初回分)費用を3,000円を限度として助成します。交付された受診券を出産した医療機関に提出してください。

⑦ 1か月児健康診査の助成

出生後27日を超え、生後6週間に達しない乳児が受けた健康診査費用を4,000円を限度として助成します。交付された受診券を医療機関に提出してください。

民生部子育て支援課 73-3111 (内線166・168~169)

2 赤ちゃん相談・健康診査

赤ちゃんの定期健康診査は、発育・発達が順調であるか、心配な症状がみられないかなど健康の確認をする機会です。日常生活や育児についても相談に応じます。

事業名	対象	内容
新生児訪問 (こんにちは赤ちゃん事業)	全乳児	母子保健推進員、保健師等がお宅を訪問し、保健事業の情報提供や、発育、発達などの子育ての相談や支援をします。
赤ちゃん相談	生後2か月児	2か月児の赤ちゃんの発達や育児について支援します。
乳幼児健診	生後4か月、10か月 1歳8か月児	身体計測、診察、個別発達確認、保健・栄養等の相談や支援をします。
3歳児健診	3歳1か月児	身体精神発達面から最も重要な時期である3歳児の健診をします。また、幼児のしつけや遊び、子ども同士の関わりなど、全般的な発達を支援します。
もぐもぐ教室	生後4～7か月児	離乳食についての知識を身につけるための調理実習と試食会を行い、赤ちゃんの栄養について支援します。

3 予防接種・歯科検診

出生届の手続きの際、「予防接種・歯科検診のしおり」を交付しています。

しおりには、予防接種予診票と歯科検診受診券・フッ素塗布券が添付されています。予防接種の受け方や注意事項も記載されています。

予防接種や歯科検診を安全・確実に行うために受診するときは、母子健康手帳とともに「予防接種・歯科検診のしおり」を必ず持参してください。

予防接種名	
<ul style="list-style-type: none"> ・小児用肺炎球菌 ・B型肝炎 ・ロタウイルス ・五種混合 (ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ ヒブ) ・BCG ・麻しん風しん混合 ・水痘 ・日本脳炎 	<p>それぞれ接種期間が定められています。期間を過ぎますと任意接種（有料）となりますのでご注意ください。「予防接種・歯科検診のしおり」をご覧ください。</p> <p>「予防接種・歯科検診のしおり」を閲覧になり、かかりつけ医に相談の上、計画的に接種を進めましょう。</p> <p>令和6年度から、五種混合ワクチンが定期接種化されました。すでに四種混合ワクチンとヒブワクチンを一度でも接種されている方は、原則として同一の予防接種を受けることとされています。詳細はかかりつけ医や接種を行う医療機関へご相談ください。</p> 

民生部子育て支援課 73-3111 (内線166・168~169)

◇お子さんの急な病気に困ったら、小児救急電話相談（#8000）をご利用ください

小さなお子さんをお持ちの保護者の方が、休日・夜間の急なお子さんの病気にどう対処したらよいのか、病院の診療を受けたほうがよいのかなど判断に迷ったときに、小児科医師、看護師へ電話で相談ができます。

全国同一の短縮番号#8000をプッシュすることにより、お住まいの都道府県の相談窓口へ自動転送され、小児科医師・看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院などのアドバイスを受けられます。



4 医療費の助成



① 子ども医療費助成

18歳に達した後最初の3月31日までのお子さんを対象に、保険診療に係る医療費自己負担分を全額助成します。所得制限はありません。

ただし、本人負担の食事代や検診料、予防接種など保険診療でないものについては、助成の対象になりません。

【手続き方法】

出生、転入、他の医療費助成資格喪失などのとき、お子さんと保護者の資格確認書、資格情報のお知らせ等と個人番号確認書類を持参して、下記の窓口で手続きをしてください。

「子ども医療費受給者証」を交付しますので、医療機関を受診する際に、マイナンバーカードや資格確認書と一緒に提示してください。

② ひとり親家庭等医療費助成

父または母がいない（離婚、死亡、行方不明、拘禁、生死不明等）、父または母に重度の障がいがある、両親ともいない18歳未満の児童（18歳に達した後最初の3月31日まで。ただし、その後学生等で親に扶養されている場合は20歳の誕生日の属する月末まで。）の保険診療に係る医療費自己負担分を助成します。

所得制限はありません。ただし、本人負担の食事代や検診料、予防接種など保険診療でないものについては、助成の対象になりません。

【手続き方法】

転入、離婚、他の医療費助成資格喪失などのとき、お子さんと保護者の資格確認書、資格情報のお知らせ等と個人番号確認書類を持参して、下記の窓口で手続きをしてください。

「ひとり親家庭等医療費受給者証」を交付しますので、医療機関を受診する際に、マイナンバーカードや資格確認書と一緒に提示してください。



市民部市民課	73-3111	(内線112~116)
総合分庁舎市民窓口課	77-8811	(内線111~116)
七重浜支所	49-2356	
茂辺地支所	75-2001	

5 乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業

北斗市では、子育て世帯支援として、乳幼児用の紙おむつごみ袋として使うことができる市指定ごみ袋（燃やせるごみ袋20リットル）を乳幼児1人につき、最大200枚支給します。

【支給方法】

○出生届提出時

窓口にて、スマートフォンでごみ袋受領の手続き →50枚（5袋）支給

支給場所：市役所子育て支援課、総合分庁舎市民窓口課、七重浜支所、茂辺地支所

○各乳幼児健診時（4か月、10か月、1歳8か月）

健診の際に、スマートフォンでごみ袋受領の手続き →各50枚（5袋）支給

支給場所：健診会場（保健センター、せせらぎ保健センター）

○転入された方、令和7年3月31日以前に出生届を提出された方

最初に受診する健診から支給開始

支給場所：健診会場（保健センター、せせらぎ保健センター）



※乳幼児、保護者ともに北斗市に住民登録がある方が支給対象となります。

民生部子育て支援課 73-3111（内線162~163）

6 各種手当

① 児童手当

高校生年代まで（18歳に達した後最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。

【手当月額】

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～高校生年代	10,000円	

※第3子以降は、養育する22歳（22歳に達した後最初の3月31日）までの児童の人数により判定されます。

【支給月】

2月、4月、6月、8月、10月、12月の偶数月に、それぞれ前月までの分を支給します。

【手続き方法】

出生、転入などのとき、請求者の健康保険証、請求者名義の銀行等の預金通帳、請求者および配偶者の個人番号確認書類、身元確認書類等を持参して下記の窓口で手続きをしてください。

※公務員の方は勤務先での手続きになります。

認定になりますと、申請した翌月分から支給されます。出生、転入日などから15日以内に届出してください。

その他の書類が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。



② 児童扶養手当

父または母がいない（離婚、死亡、行方不明、拘禁、生死不明等）、父または母に重度の障がいのある、両親ともいない18歳未満の児童（18歳に達した後最初の3月31日まで。ただし一定の障がいがある児童は20歳未満まで。）を監護・養育している方に支給されます。

【手当月額】

児童1人の場合、月額46,690円、2人目以降は月額最大11,030円が加算されます。（ただし、所得により減額される場合があります。）

【支給月】

5月、7月、9月、11月、1月、3月の奇数月に、それぞれ前月までの分を支給します。

【手当が受けられない場合】

- 児童が施設に入所しているとき
- 婚姻の届出はしていても事実上の婚姻関係（内縁関係など）にあるとき
- 申請者または同居している扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えたとき
- 申請者または児童が公的年金を受給し、年金額の方が手当額よりも高いとき など

【手続き方法】

請求者および児童の戸籍謄本、請求者名義の銀行等の預金通帳、請求者および児童等の個人番号確認書類（父や母、児童に障がいがある方で、身体障害者手帳か療育手帳の所持者は、その手帳または医師の診断書）等を持参して、下記の窓口で手続きをしてください。

認定になりますと、全部支給停止以外の方は申請した翌月分から支給されます。

その他の書類が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。

民生部子育て支援課 73-3111（内線162～163）

③ 特別児童扶養手当

精神や知的、身体に中度または重度の障がいをもつ20歳未満の児童の健やかな育成と福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護・養育している方に支給される手当です。

受給するためには申請が必要です。対象児童の障がいの状態によって受給できない場合があります。また、請求者（受給者）または同居している扶養義務者の所得が一定額を超えるときも受給できません。

【手当月額】

1級 月額56,800円
2級 月額37,830円

【支給月】

4月、8月、11月に、それぞれ前月までの分（11月は当月分まで）を支給します。

【手当が受けられない場合】

- 対象児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- 対象児童が日本国内に住所を有しないとき
- 対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受給しているとき
- 請求者が日本国内に住所を有しないとき

【手続き方法】

請求者と対象児童の戸籍謄本、請求者と対象児童の属する世帯全員の住民票（省略できる場合があります。）、特別児童扶養手当認定診断書（身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は省略できる場合があります。）、振込先口座申出書（窓口にあります。）、請求者名義の通帳、身体障害者手帳・療育手帳（交付されている場合）、個人番号確認書類（請求者、対象児童等の分）を持参して、下記の窓口で手続きをしてください。

受給要件によっては、その他の書類が必要となる場合がありますので、お問合せください。認定になりますと、申請した翌月分から支給されます。

民生部子育て支援課	73-3111（内線162～163）
総合分庁舎市民窓口課	77-8811（内線111～116）

④ 障害児福祉手当

20歳未満（20歳の誕生日まで）の重度障がい児で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給されます。

【手当月額】

1人：月額16,100円（令和7年4月～）

【支給月】

2月、5月、8月、11月に、それぞれ前月までの分を支給します。

【手当が受けられない場合】

- 児童が施設に入所しているとき
- 申請者または同居している扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えたとき

【手続き方法】

個人番号確認書類、銀行等の預金通帳（写し）、障害児福祉手当認定診断書を持参して、下記の窓口で手続きをしてください。

認定になりますと、市が受理した月の翌月分から支給されます。

民生部保健福祉課	73-3111（内線153～154）
総合分庁舎市民窓口課	77-8811（内線111～116）

7 地域子育て支援拠点事業

子育てを応援するため、地域子育て支援拠点事業を5か所で開催しています。
 0歳から未就園のお子さんと保護者が一緒に利用できる施設です。
 毎月、遊びの広場では、さまざまな行事や製作などが行われていて、
 お子さんたちが楽しんでいます。
 また、専任の保育士が子育て相談などを通じて子育てに関する情報を提供しており、
 皆さんの子育てを応援しています。
 詳しい内容は、次の施設までお問い合わせください。



ピュアランド（七重浜こども園）

七重浜3丁目12番5号
 Tel 49-2590

- ☆ 子育てサロン（毎週月～金）
- ☆ 子育て相談（毎週月～金）
- ☆ 絵本の貸出し（毎週木曜）
- ☆ 子育て講座と母親講習会
- ☆ 育児サークル支援

ちいばっぱクラブ（東前子育て支援拠点施設）

東前26番地の33
 Tel 77-7151

- ☆ あそびの広場（毎週月～土）
- ☆ 育児相談（健康・発達相談）（毎週月～土）
- ☆ 絵本貸出し
- ☆ 育児講座
- ☆ 育児サークル支援

なかよし広場（第二東光保育園）

久根別1丁目18番12号
 Tel 73-8154

- ☆ あそびの広場（毎週月～金の午前）
- ☆ みんなの広場（毎週月～金の午後）
- ☆ 育児相談（毎週月～金）
- ☆ 絵本の貸出し（毎週水曜）

ゆめのポケット（大野保育園）

本郷342番地の12
 Tel 77-1904

- ☆ 子育て遊び「ひまわり」の広場（毎週月～金の午前）
- ☆ 子育て遊び「たんぼぼ」の広場（毎週月～金の午後）
- ☆ 子育て相談（毎週月～金）
- ☆ 絵本の貸出し（毎週水曜）

おひさまクラブ（久根別子育て支援拠点施設）

久根別1丁目24番21号
 Tel 73-5567

- ☆ おひさまサロン（毎週月～土）
- ☆ 育児相談（毎週月～土）
- ☆ 絵本の貸出し
- ☆ 育児講座とお母さん講習会

いちごちゃんひろば（出張ひろば）

市渡1丁目13番（であえーる新函館北斗駅前団地集会所）
 Tel 090-3111-1602

- ☆ 子育てサロン（毎週金曜）
- ☆ 育児相談（毎週金曜）

8 南渡島ファミリー・サポート・センター

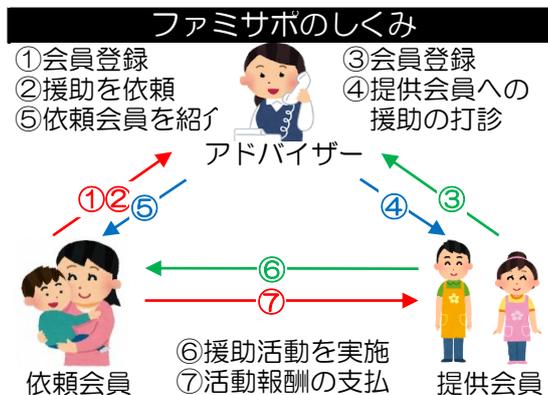
支援を受けたい依頼会員と、支援を行いたい提供会員の相互援助組織です。
 あらかじめセンターに登録していただき、必要に応じてサービス利用の申込みをしてください。
 センターで最適な提供会員を探します。

【依頼できるサービス】

- 幼稚園や保育所・認定こども園の開設時間外の託児
- 小学校や児童クラブ開設時間外の託児
- 家族の看病や冠婚葬祭などのための託児
- 保育施設への送迎 など

【利用時間と利用料】

- 平日8：00～18：00
- 1時間：500円
- 平日上記以外の時間および土曜・日曜・祝日
- 1時間：600円



南渡島ファミリー・サポート・センター（北斗市保健センター内）
 センター開設時間（9：00～17：00 月～金）土曜日は電話対応のみ Tel 73-9502

9 子育て短期支援事業

保護者の病気、出産または急な残業等により、児童を家庭で一時的に監護できない間、児童施設に預けることができます。休日等で市の窓口が閉まっていたり、緊急に利用したい場合などは、直接施設に相談することもできます。なお、施設までの送迎は、原則保護者が行うことになります。

※施設の定員等、状況によっては利用できない場合があります。

利用施設

児童養護施設 くるみ学園

住所：函館市亀田中野町38番地11
電話：46-4178

乳児院 さゆり園

住所：函館市元町15番13号
電話：22-8558

① 短期入所生活援助事業（ショートステイ）

【要件】

保護者が次にあげる理由により、家庭において児童（18歳未満）を養育することが一時的に困難となり、他に養育する方がいないとき

- 疾病、出産、介護、事故、災害、冠婚葬祭、転勤、出張および学校等の公的行事への参加
- 育児疲れ、育児不安

【期間】

7日以内

【利用料の負担】

児童1人につき、1日当たり次のとおり利用料金を負担していただきます。

世帯区分	2歳未満	2歳以上
被保護世帯	0円	0円
市民税非課税世帯	1,070円	550円
その他の世帯	2,675円	1,375円

② 夜間養護等事業（トワイライトステイ）

【要件】

保護者が就労その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童（18歳未満）を養育することが困難となったとき

【利用時間】

- 月曜～土曜は、おおむね18:00～22:00
- 日曜・祝日は、おおむね8:00～22:00

【利用料の負担】

児童1人につき、1日当たり次のとおり利用料金を負担していただきます。

世帯区分	月曜～土曜	日曜・祝日	
	18:00～22:00	8:00～18:00	18:00～22:00
被保護世帯	0円	0円	0円
市民税非課税世帯	150円	270円	150円
その他の世帯	750円	1,350円	750円

【利用申請】

短期入所生活援助事業、夜間養護等事業の申請は、下記の窓口へ申請書を提出してください。

民生部子育て支援課 73-3111（内線182）

10 幼稚園

北斗市内には、3か所の私立幼稚園があります。
各幼稚園の活動内容の一部をご紹介しますので、入園に当たっての参考にしてください。
入園料や給食の有無などについては、幼稚園ごとに異なります。
また、入園の申込みは幼稚園が直接行いますので、詳細は各幼稚園にお問い合わせください。

上磯立正幼稚園（新制度）
（学校法人上磯立正学園）
東浜2丁目9番13号
Tel 73-5111

- 入園料 なし
- 預かり保育 あり
- 給食 週3回あり
- 制服 あり
- 週5日制



ゆうあい幼稚園（新制度）
（学校法人ゆうあい学園）
追分7丁目8番12号
Tel 49-1800

- 入園料 なし
- 預かり保育 あり
- 給食 週3回あり
- 制服 あり
- 週5日制



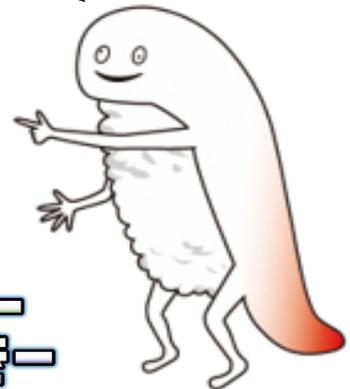
**函館大谷短期大学附属大野幼稚園
（新制度）**
（学校法人函館大谷学園）
市渡506番地の8
Tel 77-9275

- 入園料 なし
- 預かり保育 あり
- 給食 週3回あり
- 制服 あり
- 週5日制



どこに入ろうかホキ

すーしー
ほっきー



幼稚園・認定こども園の預かり保育や認可外保育施設などの利用料について、就労など一定の要件を満たした場合に利用料が無償化の対象となります。
手続き方法などについては、利用している施設にお問い合わせください。

民生部子育て支援課 73-3111（内線164～165）

11 常設保育施設

保育施設は、その児童の保護者が就労、疾病、同居の親族の介護等を日中常態としているため、その児童を保育できない場合、保護者にかわって日々保育する児童福祉施設です。（市内にある常設保育施設一覧は次のページです。）

【入所基準】

保育施設へ入所できるのは、その保護者のいずれもが、次の事由によって児童を保育できない場合です。

- (1) 月52時間以上の就労を常態とする場合
- (2) 妊娠中であるか、または出産後間もない場合（産前・産後各8週）
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障がい有している場合
- (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護している場合（要相談）
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
- (6) 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合（要相談）
- (7) 就学・職業訓練をしている場合
- (8) 育児休業中に、すでに保育を利用している児童がおり、継続利用が必要である場合
- (9) その他、上記に類すると認められた場合

【入所の申込み】

入所の申込みは、下記窓口でいつでも受け付けていますが、入所希望者が多数の場合、希望する保育施設、希望する時期に入所できない場合もあります。申込みには、申請書、世帯状況確認票、保育の利用を必要とする事由を確認する書類等が必要です。

【北斗市外の保育施設に入所できる場合】

北斗市民であれば、原則として市内の常設保育施設に入所することとなりますが、保護者の勤務先と入所する保育施設との立地状況によっては、他市町村にある保育施設に入所できる場合があります。その要件は、「入所を希望する保育施設が保護者の通勤経路上にある、または職場に近いこと」です。申込み手続きは、北斗市内の保育施設と同じく市役所で行い、市が当該市町村に入所を協議することになります。

【保育料の負担】

保育料は、入所する児童と世帯、生計を同じくしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）のすべての課税状況（市町村民税）により決定します。

なお、4月1日時点の年齢が3歳から5歳のお子さんは、保育の無償化により、保育料が無料となります。

令和7年4月より、第2子以降の保育料が無償となります。

延長保育を依頼した場合は、月々の保育料とは別に料金がかかります。

短時間利用の児童が16:00から18:00まで利用した場合、1時間につき150円、18:00以降は短時間利用・標準時間利用共に、1時間につき200円がかかります。

また、休日に仕事等で保育できない場合、休日保育を利用できます（七重浜こども園で実施、料金は無料。ただし、利用人数に制限があります。）。

【保護者が仕事をやめた場合など】

保護者が仕事をやめたなど、保育の利用を必要とする事由がなくなった場合は、保育施設を退所することになりますので、忘れずに退所届を提出してください。

ただし、状況によってはそのまま入所できる場合もありますので、下記の窓口までご相談ください。

民生部子育て支援課 73-3111（内線164～165）

市内保育施設一覧

保育所名	住所 電話番号	開所時間	定員	受入 年齢	延長 保育	休日 保育	一時預 かり
七重浜こども園	七重浜3丁目12番5号 Tel 49-1811	7:00~18:00 (延長は最長19:15まで)	120名	8週~	○	○	○
浜分こども園	七重浜5丁目11番8号 Tel 49-4351	7:00~18:00 (延長は最長19:15まで)	120名 (内分園 20名)	8週~	○		○
東光保育園	中央2丁目3番23号 Tel 73-2984	7:00~18:00 (延長は最長19:00まで)	90名	8週~	○		○
第二東光保育園	久根別1丁目18番12号 Tel 73-3094	7:00~18:00 (延長は最長19:00まで)	120名	8週~	○		○
第三東光保育園	谷好3丁目3番34号 Tel 73-2281	7:00~18:00 (延長は最長19:00まで)	60名	8週~	○		○
第四東光保育園	大工川32番地の6 Tel 73-6958	7:00~18:00 (延長は最長19:00まで)	60名	8週~	○		○
大野保育園	本郷342番地の12 Tel 77-8104	7:00~18:00 (延長は最長19:00まで)	90名	8週~	○		○
第二大野保育園	本町3丁目21番25号 Tel 77-7447	7:00~18:00 (延長は最長19:00まで)	60名	8週~	○		○

- ① 児童は原則として、北斗市内にある保育施設に入所しますが、市外の保育施設への入所も申し込むことができます。ただし、希望する保育施設が保護者の職場の近くまたは通勤経路上にあるなど、別に条件を満たす必要がある場合があります。
- ② 保育施設における保育方針や具体的な活動内容については、各施設にお問い合わせください。
- ③ 一時預かりは保育施設へ直接申し込みになりますので、各保育施設にお問い合わせください。
- ④ 各保育施設の空き状況や入所の申し込みに関することについては、下記の窓口へお問い合わせください。

12 一時預かり

保護者の勤務形態、傷病、入院または育児疲れなどのため家庭における育児が困難な場合、保育施設に1日単位で一時預かりを依頼することができます。
保護者の求職活動のためにも利用できます。

【利用の申込み】

市内8か所すべての常設保育施設で実施しています。
利用を希望する保育施設に直接お申し込みください。(保育施設一覧のとおり)

【利用料の負担】

北斗市・函館市・七飯町にお住まいの方 1日 1,800円
上記以外の市町村にお住まいの方 1日 3,600円

【利用日数の制限】 1か月に12日まで



民生部子育て支援課 73-3111 (内線164~165)

13 病後児保育

就労等の理由により、家庭で保育ができない保護者に代わり、病気の回復期・慢性期にあるお子さんを実施施設で一時的に預かる事業です。

【対象児童】

次のいずれにも該当するときに利用できます。ただし、児童の疾患の程度やアレルギー体質などにより、実施施設での受け入れが困難な場合は、利用できないことがあります。

- ① 生後12か月から小学校低学年までの北斗市に住所を有する児童または保護者が北斗市内に勤務先を有する児童
- ② 小学校就学前の児童については、保育所などに通所していること
- ③ 病気の回復期・慢性期であること（医療機関における入院治療の必要はないが、安静確保に配慮する必要があることから、集団保育や学校生活が困難な状態にあること）
- ④ 保護者が勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない理由により家庭で保育を行うことが困難な児童

【利用（症状）の目安】

- ・ 解熱剤を使わずに、38.5度以上の熱が半日以上出ていないこと
- ・ 日常かかりやすい風邪や下痢などは、主要な症状が落ち着いてきた状態
- ・ 感染症疾患（インフルエンザ、麻疹、水痘など）は、投薬を開始し医師が認めた状態
- ・ 慢性疾患（喘息など）は、発作などが落ち着いてきた状態
- ・ 外傷性疾患（骨折、やけどなど）は、症状が落ち着き、また安静が必要な状態

※基本的に医師が診察し認めた状態となります。

【実施施設】

浜分こども園病後児保育室「めり〜」
北斗市七重浜5丁目11番8号 TEL0138-49-5552



【利用日時】

開設する日 月曜日から土曜日まで（祝祭日・年末年始除く）
開設時間 8:00～17:30
利用時間 8:00～18:00
定員 1日4名（感染性の疾患の場合、人数に制限が生じる場合があります。）

【利用の手続き】

- ① 事前の登録をお勧めします。初めて利用される方は登録申請書を実施施設に提出してください。その後アプリ登録のご案内をします。（アプリ登録が完了するとお子さんが小学3年の満了日まで登録が自動継続となります。）
- ② 医療機関で、利用前の診察を受けて下さい。
- ③ 利用しようとする前日までに、実施施設に電話で予約してください。
- ④ 利用しようとする当日までに、書面又はアプリで利用申請をし、医師の確認を受けた病後児保育状況連絡票（診療情報提供書）を実施施設に提出（持参）してください。

【利用料金】 ※実施施設へ直接お支払いください

- ・ 利用料 児童1人につき（市内の方）**無料**、（市外の方）3,000円
- ・ 昼食、おやつ代 300円
- ・ 延長料金（お迎えが遅れた場合、延長料金がかかります）
17:30以降、10分延長ごとに200円。最大利用は18:00まで

【その他】

- ・ 利用時間内であっても、お子さんの容態変化によりお迎えをお願いする場合があります。
- ・ 医師から病気回復期・安定期ではなく病期中（急性期）であると判断された場合はご利用できません。
- ・ キャンセルの場合は、お早めにご連絡をお願いします。
- ・ お迎えが遅れる場合も必ずご連絡ください。

民生部子育て支援課 73-3111（内線162～163）

14 放課後児童クラブ

就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後児童クラブを開設しています。それぞれの通学区または居住地ごとに定められた児童クラブを利用してください。

児童クラブの名称（対象児童通学区）	実施場所	電話番号	定員
上磯A児童クラブ（上磯小学校区）	上磯小学校内	080-5596-0576	35人
上磯B児童クラブ（上磯小学校区）		080-5596-0577	40人
上磯C児童クラブ（上磯小学校区）		080-5596-0578	35人
久根別A児童クラブ（久根別小学校区※1）	久根別小学校内	080-5596-0579	40人
久根別B児童クラブ（久根別小学校区※1）		080-5596-0943	40人
第二久根別児童クラブ（久根別小学校区※2）	久根別子育て支援拠点施設	080-5596-0944	40人
第一浜分A児童クラブ（浜分小学校区※3）	浜分中学校内	080-5596-0945	40人
第二浜分A児童クラブ（浜分小学校区※3）		080-5596-0946	40人
第三浜分A児童クラブ（浜分小学校区※4）	浜分ふれあいセンター	080-5596-0995	40人
第三浜分B児童クラブ（浜分小学校区※4）		080-5596-0996	40人
第四浜分児童クラブ（浜分小学校区※5）	追分福祉センター	080-5596-0997	40人
谷川児童クラブ（谷川小学校区）	谷川小学校内	080-5596-0998	40人
大野A児童クラブ（大野小学校区※6）	新道会館	080-5634-3570	40人
第二大野児童クラブ（大野小学校区※7）	さわやか会館	080-5634-3571	40人
市渡児童クラブ（市渡小学校区）	市渡会館	080-5634-3572	40人
萩野児童クラブ（萩野小学校区）	東前子育て支援拠点施設	080-5634-3573	40人

- ※1 久根別A・B児童クラブの対象児童は、久根別小学校に在学する児童のうち、久根別2丁目、東浜1丁目～2丁目、七重浜8丁目、追分4丁目に居住する児童とします。
- ※2 第二久根別児童クラブの対象児童は、久根別小学校に在学する児童のうち、久根別1丁目、久根別4丁目～5丁目に居住する児童とします。
- ※3 第一浜分A児童クラブおよび第二浜分A児童クラブの対象児童は、浜分小学校に在学する児童のうち、七重浜5丁目～7丁目、追分1丁目、追分2丁目（1番～16番、20番～37番）に居住する児童とします。
- ※4 第三浜分A・B児童クラブの対象児童は、浜分小学校に在学する児童のうち、七重浜1丁目～4丁目に居住する児童とします。
- ※5 第四浜分児童クラブの対象児童は、浜分小学校に在学する児童のうち、七重浜8丁目、追分、追分2丁目（17番～19番、38番～）、追分3丁目～7丁目に居住する児童とします。
- ※6 大野A児童クラブの対象児童は、大野小学校に在学する児童のうち、本町（消防署前通より北側）、本町1丁目～4丁目、本郷、本郷1丁目～2丁目、白川、細入、向野、向野1丁目～3丁目、文月、村内に居住する児童とします。
- ※7 第二大野児童クラブの対象児童は、大野小学校に在学する児童のうち、本町（消防署前通より南側）、本町5丁目～6丁目、南大野、開発、清水川に居住する児童とします。

【開設日と時間】

- 学校（授業）がある日
月～金 13:00～18:00
土 8:00～18:00
- 学校（授業）がない日（夏休みなどの長期休業日）
月～土 8:00～18:00



【開設しない日】

日曜および祝日、年末年始（12/29～1/3）、お盆休み（8/12～8/14）

【利用料の負担】

児童クラブに加入した月の翌月分から（前年度から引き続き利用している場合は、利用した月から）、児童1人当たり月額1,000円を負担していただきます。在籍していると、利用しなかった月についてもかかりますので、利用しなくなった場合は、忘れずに退会届を提出してください。また、保険料として年額800円が別途かかります。

【利用申請】

各児童クラブに備え付けの申請書に必要事項を記載し、保険料800円を添えて、利用する児童クラブに提出してください。

※なお、保険加入手続きのため、申請書の提出から実際の利用までは1週間～10日ほどかかります。

民生部子育て支援課 73-3111（内線164～165）

15 お問い合わせ先一覧

【幼稚園】

・上磯立正幼稚園	東浜2丁目9番13号	73-5111
・ゆうあい幼稚園	追分7丁目8番12号	49-1800
・大野幼稚園	市渡506番地の8	77-9275

【保育所・認定こども園】

・七重浜こども園	七重浜3丁目12番5号	49-1811
・浜分こども園	七重浜5丁目11番8号	49-4351
・東光保育園	中央2丁目3番23号	73-2984
・第二東光保育園	久根別1丁目18番12号	73-3094
・第三東光保育園	谷好3丁目3番34号	73-2281
・第四東光保育園	大工川32番地の6	73-6958
・大野保育園	本郷342番地の12	77-8104
・第二大野保育園	本町3丁目21番25号	77-7447

【病後児保育】

・病後児保育室「めり〜」	七重浜5丁目11番8号	49-5552
--------------	-------------	---------

【放課後児童クラブ】

・上磯A児童クラブ（上磯小学校内）		080-5596-0576
・上磯B児童クラブ（上磯小学校内）	中野通200番地	080-5596-0577
・上磯C児童クラブ（上磯小学校内）		080-5596-0578
・久根別A児童クラブ（久根別小学校内）	東浜1丁目11番1号	080-5596-0579
・久根別B児童クラブ（久根別小学校内）		080-5596-0943
・第二久根別児童クラブ（久根別子育て支援拠点施設）	久根別1丁目24番21号	080-5596-0944
・第一浜分A児童クラブ（浜分中学校内）	追分1丁目17番1号	080-5596-0945
・第二浜分A児童クラブ（浜分中学校内）	追分1丁目17番1号	080-5596-0946
・第三浜分A児童クラブ（浜分ふれあいセンター）		080-5596-0995
・第三浜分B児童クラブ（浜分ふれあいセンター）	七重浜5丁目11番20号	080-5596-0996
・第四浜分児童クラブ（追分福祉センター）	追分5丁目14番1号	080-5596-0997
・谷川児童クラブ（谷川小学校内）	富川2丁目2番1号	080-5596-0998
・大野A児童クラブ（新道会館）	本町3丁目22番13号	080-5634-3570
・第二大野児童クラブ（さわやか会館）	本町5丁目3番15号	080-5634-3571
・市渡児童クラブ（市渡会館）	市渡239番地	080-5634-3572
・萩野児童クラブ（東前子育て支援拠点施設）	東前26番地の33	080-5634-3573

【地域子育て支援拠点施設】

・ピュアランド（七重浜こども園内）	七重浜3丁目12番5号	49-2590
・おひさまクラブ（久根別子育て支援拠点施設）	久根別1丁目24番21号	73-5567
・なかよし広場（第二東光保育園内）	久根別1丁目18番12号	73-8154
・いちごちゃんひろば（子育て支援拠点施設出張ひろば）	市渡1丁目13番	090-3111-1602
・ゆめのポケット（大野保育園内）	本郷342番地の12	77-1904
・ちいぱっぱクラブ（東前子育て支援拠点施設）	東前26番地の33	77-7151

16 相談先一覧

相談項目	関係機関名称等	相談内容・日時等	連絡先
保育等に関する相談	市役所 子育て支援課 保育係	保育所・認定こども園などの施設や一時預かり事業、放課後児童クラブの利用に関する相談、情報提供に関すること 月～金 8:30～17:00	73-3111 (内線164～165)
各種手当や子育て支援サービスに関する相談	市役所 子育て支援課 子育て支援係	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、遺児手当、病後児保育、子育て拠点施設の利用に関すること 月～金 8:30～17:00	73-3111 (内線162～163)
子育てに関する相談	市役所 こども家庭センター 相談支援係	児童の養育、心身の発達、しつけ、児童虐待等に関すること※1 妊娠、出産、育児の悩み・相談、各種乳幼児健診等に関すること※2 月～金 8:30～17:00	73-3111 ※1 (内線167・182～183) ※2 (内線166・168～169)
	市役所 児童家庭相談員	子育て全般の悩み・相談、家族の世話、ひとり親での困りごとに関すること 月～金 8:30～17:00	73-3111 (内線167)
	市役所 母子・父子自立支援員	ひとり親の様々な相談、母子福祉資金等貸付、児童扶養手当等に関すること 月～金 8:30～17:00	73-3111 (内線163)
		子育て相談、地域における子育て関連情報の提供に関すること	
		ピュアランド(七重浜こども園内) 月～金 9:00～17:00	49-2590
		ちいばっパクラブ(東前子育て支援拠点施設) 月～土 10:00～17:00	77-7151
		なかよし広場(第二東光保育園内) 月～金 9:00～17:00 土 10:00～13:00	73-8154
		ゆめのポケット(大野保育園内) 月～金 10:00～17:00 土 10:00～13:00	77-1904
		おひさまクラブ(久根別子育て支援拠点施設) 月～金 10:00～17:00 土 9:00～14:00	73-5567
		ヤングケアラー コーディネーター (えべっケアラース)	高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族などに対して、子どもが日常生活の援助を行っている場合の相談に関すること
	児童相談所相談専用 ダイヤル	子育てに関する相談ができる全国共通番号 365日、24時間対応	0120-189-783 (いちはやく おなやみを)
児童虐待・暴力に関する通告・相談	北海道函館児童相談所	18歳未満の子どもの心や体のこと、家庭や学校のこと、緊急性のある虐待通告等に関すること 月～金 8:45～17:00	54-4152
	児童相談所虐待対応 ダイヤル	虐待の通告・相談ができる全国共通番号 365日、24時間対応	189 (いちはやく)
	警察	緊急性があって子どもの生命が危険な時の虐待通告等に関すること	110番
	配偶者暴力相談支援 センター (渡島総合振興局保健 環境部環境生活課内)	配偶者からの暴力に関する悩み、必要な支援の情報提供、一時保護施設等の関係機関の紹介に関すること 月～金 9:00～17:00	47-5789

このパンフレットは、主に出生から小学生までに焦点を当て、北斗市の具体的な施策について、説明してきました。

中学生・高校生以上の児童についても子育ての問題がないということではありません。いじめや友人関係、部活、進学や就職など、保護者にとって心配の種は尽きないでしょう。

北斗市は、令和6年4月から、こども家庭センターを設け、子育てに関わる様々な相談に応じて対策を考えたり、情報提供をしています。特に、逆境に立たされた児童のために何が出来るか頭を悩ませる毎日ですが、心配事や相談事がありましたら、気軽にこども家庭センターをご利用ください。

人生のリスクが顕在化し、逆境にある時に、北斗市の制度があなたの悩みを解決出来るかもしれません。

このパンフレットの内容は、令和7年4月現在のものです。

各種制度及び手当額等については、変更がありますのでその都度ご確認ください。

令和7年4月（改訂）
発行：北斗市民生部子育て支援課

北 斗 市 民 憲 章

わたしたちは 豊かな大地と歴史に結ばれた夢と希望をふくらませ
ともに喜び感じるまちをつくる 北斗市民です

- 仕事に誇りをもち 豊かで活力のある産業のまちをつくります
- 健康で安心な 温もりのある福祉のまちをつくります
- 豊かに息づく伝統を 高める文化のまちをつくります
- 心豊かに 学び合う教育のまちをつくります
- 美しい自然を 未来につなげる環境のまちをつくります

市の木



くろまつ

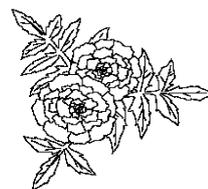


ブナ



さくら（春）

市の花



マリーゴールド（夏）



ムクゲ（秋）